

第1 まちづくり推進

- 1 住 宅 政 策
- 2 中心市街地の活性化
- 3 まちづくり景観
- 4 開発・建築指導
- 5 市 営 住 宅
- 6 (一財)岐阜市にぎわいまち公社

1 住宅政策

(1) 住宅マスタープラン

岐阜のまちの『ちょうど良さ』を本市の魅力ととらえ、心地の良いまちを形成していく「ちょうど良いまち岐阜の心地良い暮らし」を基本理念に掲げた新しい住宅マスタープラン（暮らしや住まいに関して住宅政策の方向性などを示した計画）を、令和3年3月に策定した。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の登録

平成23年10月20日の高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、高齢者円滑入居賃貸住宅に代わり、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅等として、サービス付き高齢者向け住宅の登録を実施している。

サービス付き高齢者向け住宅の登録実績

	件数	戸数
令和4年4月1日現在	50	1,704

(3) まちなか居住支援事業

中心市街地において人口流入の促進、人口流出の抑制を図り、居住人口が増加することでにぎわいを創出し、中心市街地活性化を実現するため、まちなかに居住しようとする世帯に対する助成事業を実施している。

また、令和2年度より申請窓口を委託し、土日祝日も受付を行うことで利便性の向上を図る。

・中心市街地新築住宅取得助成事業

中心市街地活性化基本計画区域内（約155ha）に、自らが居住する住宅を、金融機関の住宅ローンを利用して新築・取得する2人以上の世帯に対し、費用の一部（借入金の10%以内、市内転居の場合は上限40万円、世帯に市外からの転入者が含まれる場合は上限60万円（なお、子育て世帯である場合はそれぞれの額に20万円加算））を助成する。

事業活用実績

事業名	令和3年度
中心市街地新築住宅取得助成事業	65件

(4) 空家等対策

平成27年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、平成29年に岐阜市空家等対策協議会を設置し、平成30年5月に「岐阜市空家等対策計画」を策定した。

空家等対策計画の3つの基本方針、空き家の適正管理、流通・活用、管理不全な空き家への対応の促進に基づき、空き家総合窓口の設置、空き家相談会の開催、岐阜市版空き家バンクの設置等、各種施策

に取り組んでいる。

・空き家相談会

法律、不動産、建築等の知識を有した「空き家相談士」等による無料相談会を毎週金曜日に実施している。

・空き家改修補助金

定住を目的に購入した空き家の改修工事を行う、市外からの定住者、子育て世帯、新婚世帯、岐阜市版空き家バンクに登録された空き家を購入した者に対し、改修費用の一部（改修費の2分の1、上限40万円）を補助する。

事業活用実績

事業名	令和3年度
空き家改修補助金	1件

・不良空き家除却補助金

腐朽や破損などが進行し、周辺地域の生活環境に影響を及ぼしている空き家（住宅）で、不良空き家と判定された空き家を除却する場合に、除却費用の一部（除却費の2分の1、上限50万円）を補助する。

事業活用実績

事業名	令和3年度
不良空き家除却補助金	14件

・岐阜市版空き家バンク運営事業

平成30年より3年間、対象地域を限定して空き家バンクモデル事業を実施、令和3年度から対象地域を市内全域に拡大し、空き家バンク事業を実施している。

2 中心市街地の活性化

内閣総理大臣の認定を受けた、岐阜市中心市街地活性化基本計画に基づき、平成19年5月から2期にわたり約10年間、中心市街地活性化の取り組みを推進してきた。

引き続き、その推進を図るため、平成30年3月に、3期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、同年4月から取り組みをスタートしている。

(1) 計画概要

○計画期間・・・平成30年4月から令和5年3月まで（5年）

○区域・・・岐阜駅から柳ヶ瀬、岐阜大学跡地周辺に至る約155ヘクタール

(2) 基本方針

・まちの魅力となるコンテンツの創出

柳ヶ瀬を商業地として再生するには、柳ヶ瀬で商いが成り立ち、自立して継続的な事業が運営で

きるエリアになることが重要である。そこで、まちの魅力となるコンテンツが創業等で継続的に創出され、持続できる環境づくりを進め、公民が連携して積極的に中心市街地へ誘導・集積を図っていく。

・まちの活力を支える居住者の確保

まちの活力として、中心市街地の日常の消費を支え、地域コミュニティの維持に資する居住者を確保するため、民間投資を誘発し、居住者の受け皿となる住宅の継続的な供給に取り組む。

（３）中心市街地を実現するための目標及び事業等（全５７事業）

方 針	目 標	目標指標（基準値／目標値）	主要事業
まちの魅力となるコンテンツの創出	リノベーションを活用した新たな商業担い手の創出	創業数（柳ヶ瀬） 2件（H24年度～H28年度） ↓ 21件（H30年度～R4年度）	○不動産のリノベーション及び貸し出し事業 ○サンデービルディングマーケット ○空き店舗対策事業 など
	広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興	歩行者・自転車通行量 〔休日と平日の平均〕 （中心市街地の21地点） 52,173人/日（H28年度） ↓ 53,600人/日（R4年度）	○ぎふ信長楽市推進事業 ○柳ヶ瀬の広報戦略事業 ○不動産のリノベーション及び貸し出し事業（再掲） ○高島屋南地区整備事業（高島屋南地区公共施設整備事業）など
	都市機能誘導施設等の誘導、維持、利活用	都市機能誘導施設等（公共施設）の年間利用者数 2,290,334人/年（H28年） ↓ 2,694,000人/年（R4年）	○高島屋南地区整備事業（高島屋南地区第一種市街地再開発事業／高島屋南地区公共施設整備事業）（再掲） ○新庁舎建設事業など
まちの活力を支える居住者の確保	民間活用による居住空間の確保	居住人口の人口動態（中心市街地） △273人（H25年～H29年の累計） ↓ 100人 （H30年～R4年の累計）	○高島屋南地区整備事業（高島屋南地区第一種市街地再開発事業）（再掲） ○岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業 ○まちなか居住支援事業 ○「ぎふし子育て応援アプリ」運営事業など

3 まちづくり景観

（１）まちなか整備事業

ア サイン整備

徒歩等による移動の利便性・快適性を向上させて、市街地の回遊性と活性化を促進するために、都心部のサイン（案内板）の整備と維持管理を行っている。

（２）景 観 行 政

ア 景観行政の推進

岐阜らしい景観を守り、創り、育てるために様々な景観施策を推進している。

平成7年12月25日に「岐阜市都市景観条例」を制定し、平成9年1月1日から本格的に施行した。

平成19年10月1日には、岐阜市が目指す景観まちづくりの基本的な方向性を示した景観基本計画を策定した。

平成21年9月30日に岐阜市都市景観条例を「岐阜市景観条例」に改正し、「自然」、「歴史」、「都市」を活かした景観まちづくりを進めている。

平成21年10月5日には、景観法に基づき、良好な景観形成のための方針や行為の制限、さら

には、景観計画重要区域（金華区域及び金華山・長良川区域）等を定めた岐阜市景観計画を策定し、平成22年1月1日から運用開始した。

平成31年4月1日からは、景観計画重要区域に中山道沿道区域を追加し、運用を開始した。

イ 景観重要建造物等

景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な価値のある建造物を「景観重要建造物」として指定している。

平成23年度に11棟、平成25年度に7棟、平成28年度に1棟、平成29年度に1棟を指定した。

ウ 景観形成市民団体

市民主体による良好な景観の形成を推進することを目的として活動をしている「鵜飼屋景観まちづくり協議会」、「美殿町通り都市景観まちづくり推進協議会」、「川原町まちづくり会」、「伊奈波界限まちづくり会」、「加納まちづくり会」、「井の口まちづくり会」の6団体を、景観条例に基づく景観形成市民団体として支援、育成を行っている。

また、平成15年度には「鵜飼屋地区景観協定」、平成16年度には「川原町まちづくり協定」、平成17年度には「伊奈波界限まちづくり協定」が定められた。

エ 景観賞

昭和56年に始まった都市美創出賞を発展的に解消し、平成9年度から新たに「岐阜市都市景観条例」に基づく表彰制度として都市景観賞を創設した。平成22年度からは、条例改正に伴い、景観賞に名称を変更している。

この表彰制度は、金華山と長良川に代表される自然環境にはぐくまれた、岐阜らしい景観を創出する建築物などを表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るとともに、魅力ある景観まちづくりに寄与することを目的としている。

オ 景観アドバイザー制度

良好な景観の形成のために、建築意匠、デザイン、色彩、緑化の分野における専門家が景観アドバイザーとして、市民、事業者から建築物、工作物などの建造物の新築等を行う際に、景観の相談を受け助言を行うとともに、建築主、設計者に対して、助言指導を行っている。

カ 中山道加納宿まちづくり交流センター

加納宿を中心とした中山道沿道の歴史文化の継承や、地域住民との協働によるまちづくり活動の場の提供などのために、令和2年10月14日に開館した。

所在地 岐阜市加納本町一丁目16番地1
敷地面積 1,165.72㎡
延べ面積 475.05㎡
建築面積 539.67㎡
構造 木造 平屋建
開館時間 午前9時～午後5時
休館日 月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
施設内容 貸会議室 3室（予約制・1室240円／1時間）、ロビー（休憩スペース、展示スペース）、トイレ
総事業費 262,009千円

（３）屋外広告物

良好な景観の形成と風致の維持、及び公衆に対する危害の防止を目的として、平成7年12月25日に「岐阜市屋外広告物条例」を制定した。また、地域特性を活かした広告物景観への誘導等を図るため、平成21年9月30日に条例の全面改正を行っている。

ア 屋外広告物

屋外広告物の表示・設置に伴う許可事務を行うとともに、良好な広告物景観への誘導等を図るための施策を推進している。

イ 屋外広告業

屋外広告業を営むために必要な登録事務、及び岐阜県の条例により登録を受けたものに関する特例制度（みなし登録）の届出事務を行っている。

ウ 簡易除却

道路上の電柱や街路樹等に掲出される違法な「はり紙、はり札、広告旗、立看板等」のパトロールを実施し、撤去指導や簡易除却を行っている。

エ 屋外広告物啓発協力員制度

市民との協働による違法広告物対策の推進と屋外広告物制度の周知啓発を図るため、自治会連合会ごとに「屋外広告物啓発協力員」を委嘱している。

オ 屋外広告物適正化旬間

屋外広告物制度に対する市民の意識高揚を図るため、9月1日から10日までの「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、市民、屋外広告業者、行政関係機関が合同で街頭啓発を実施している。

4 開発・建築指導

（１）開発許可等

都市計画法に基づく開発行為の指導、許可を行っている。

開発行為許可等申請件数（令和3年度）

区分	法29条（開発許可）			法第35条の2（変更許可）			法41条
	自己居住	自己業務	その他	自己居住	自己業務	その他	
件数	22	12	57	5	3	17	0

区分	法42条 用途変更	法43条 建築許可	法45条 地位承継	法47条 登録簿写	規則60条 適合証明	その他 証明	合計
件数	4	22	1	101	82	0	326

宅地造成等規制法に基づく造成工事の指導・許可を行っている。

・令和3年度宅地造成等許可申請件数 0件

※平成8年4月1日の中核市移行により、岐阜市域内の開発行為等の許可権限が県から市に移譲された。

（２）建築許可等

建築基準法に基づく建築許可・認定を行っている。

建築許可・認定申請件数（令和3年度）

区分	法43条 接道許可	法44条 道路内許可	法48条 用途許可	法55条 高さ許可
件数	9	1	0	0

区分	法56条の2 日影許可	法85条 仮設許可	その他	認定	合計
件数	0	16	0	0	26

建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を行っている。

・令和3年度道路の位置の指定申請件数 7件

（３）土地利用

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関する審査、進達を行っている。

実 績（令和３年度）		
土地取引の届出及び 勧告に関する事務	届 出 件 数	21
遊休土地の利用促進 に関する事務	遊休土地調査件数	0

（４）建 築 指 導

ア 建築基準法に基づく建築確認審査及び検査事務等

本市では、昭和４６年４月から特定行政庁として、建築基準法に基づく建築物の確認審査及び違反建築の是正等の業務を行っている。また、平成１２年６月には民間の指定確認検査機関が設立され、両機関において、「岐阜県建築行政マネジメント計画」に基づいた工事監理、中間検査、完了検査等を実施し、建築物の安全確保に努めている。

建築確認件数状況（令和３年度） （岐阜市及び民間指定確認検査機関）

区 分		確認件数（件）
確認申請	建 築 物	2, 1 9 8
	昇 降 機	6 5
	工 作 物	3 5
	合 計	2, 2 9 8

イ 建築物等耐震診断・補強工事費補助事業

建築物の耐震化の促進を図るため、平成１４年度に「木造住宅耐震診断補助事業」（平成２１年度から無料化）、平成１７年度に「木造住宅耐震補強工事費補助事業」、平成１８年度に「建築物耐震診断事業」「分譲マンションに係る住宅耐震補強工事業」「特定建築物耐震補強工事業」、平成２４年度に「緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事業」、平成２８年度に「要緊急安全確認大規模建築物耐震補強工事等事業」、平成２９年度に「特定建築物等耐震改修計画策定事業」及び、「要安全確認計画記載建築物耐震補強工事等事業」、平成３０年度に「特定天井耐震改修工事等事業」の補助金対象事業を創設するなど、事業の拡充を図っている。

- ・令和３年度木造住宅無料耐震診断事業実績
69件

補助金交付実績（令和３年度）

事業種別	補助率、上限額	実績件数
建築物耐震診断	戸建住宅2/3、9万円/件 特定建築物2/3	4件
特定建築物等 耐震改修計画策定	4/9（耐震義務化建築物5/6）	0件
木造住宅耐震 補強工事	（1.0補強）101万9千円/件 （0.7補強）84万円/件	14件
分譲マンションに係 る住宅耐震補強工事	1/3	0件
特定建築物 耐震補強工事	23%	0件

緊急輸送道路沿道 建築物耐震補強工事	2/3	0件
要緊急安全確認大規模 建築物耐震補強工事	2/3	0件

ウ 建設リサイクル法に基づく指導

建設リサイクル法が平成１４年５月に施行され、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施行に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のものについて、分別解体等を実施し再資源化することが義務づけられた。請負業者等から提出される建設リサイクルの届出に対して適切な助言及び指導を行い再資源化の推進を図っている。

- ・令和３年度建設リサイクル届出件数 956件

エ 民間建築物吹付けアスベスト対策補助事業

平成２０年度から民間建設物の吹付けアスベスト対策補助事業を開始し、既存建築物の吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図っている。

補助金交付実績（令和３年度）

事業種別	補助率、上限額	実績件数
分析調査	10/10、9万円/件	6件
除去等工事	2/3、200万円/件	1件

オ 長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が、平成２１年６月４日に施行され、同法に基づく技術的審査及び認定を行い、優良な住宅の普及促進に努めている。

- ・令和３年度長期優良住宅認定件数 753件

カ 低炭素建築物の認定

都市の低炭素化の促進に関する法律が、平成２４年１２月４日に施行され、同法に基づく技術的審査及び認定を行い、低炭素な建築物の普及促進に努めている。

- ・令和３年度低炭素建築物認定件数 116件

キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ適合性判定及び届出の審査

令和３年４月１日より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、床面積の合計が300㎡以上の非住宅建築物に省エネ適合性判定、床面積の合計が300㎡以上の住宅建築物に届出が義務化された。省エネ適合性判定及び届出に対し、適切な指導を行い建築物の省エネルギー化の推進を図っている。

- ・令和３年度省エネ適合性判定件数 1件
- ・令和３年度エネルギー消費性能向上計画認定 3件
- ・令和３年度省エネ届出件数 80件

ク 岐阜県福祉のまちづくり条例届出書の審査

岐阜県福祉のまちづくり条例が平成10年4月1日に施行され、特定公共的施設を新築等する場合には届出が義務づけられた。高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準に基づき必要な助言及び指導を行っている。

・令和3年度岐阜県福祉のまちづくり条例届出書受付件数 38件

ケ 耐震シェルター等設置事業

地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者等の生命の安全を確保するため、耐震シェルターまたは防災ベッドに対する補助事業を平成26年度に創設し普及促進に努めている。

補助金交付実績（令和3年度）

補助率、上限額	実績件数
9/10、27万円／件	1件

コ ブロック塀等撤去費補助事業

地震時にブロック塀等の倒壊による被害や、避難時の通行の妨げとなることを防止するため、平成30年7月1日にブロック塀等の撤去に対する

補助事業を創設し、安全の確保を図っている。

補助金交付実績（令和3年度）

補助率、上限額	実績件数
1/2、30万円／件	72件

5 市 営 住 宅

（1）概 要

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的とした住宅で、現在、市内に約3,600戸を供給している。

近年の市営住宅では、人口減少、高齢化、環境問題をはじめとする社会情勢の変化、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の増加、建物の老朽化などの状況変化が生じており、これらに適切に対応した住宅供給に努めている。

具体的な取り組みとして、入居者の安全を確保するための耐震改修工事が完了し、高齢社会に対応したバリアフリー化、建物をできるだけ長く使えるようにするための長寿命化対策等を実施している。

ア 市営住宅管理戸数

（令和4年4月1日現在）

区 分	木 造	簡（準）耐		耐 火			合 計
		平 家	2階建	2階建	中 層	高 層	
公 営 住 宅	4	37	384	36	2,055	932	3,448
準 公 営 住 宅	—	—	—	—	—	9	9
改 良 住 宅	—	—	—	—	40	12	52
特 公 賃	—	—	—	—	—	6	6
特別市営	住 宅	1	—	—	1	2	4
	店 舗	—	—	—	—	2	2
	建替推進住宅	—	—	—	—	36	36
合 計	5	37	384	36	2,096	999	3,557

イ 市営住宅の申込者数及び入居者数（令和3年度）

（ア）一般世帯住宅

団 地 名	申込受付件数	募集戸数	入居戸数	倍 率
岩 戸 団 地	2	4	2	0.50
ハ イ ツ 桜 木	26	4	4	6.50
上 加 納 荘	3	13	2	0.23
ハ イ ツ 宇 佐	5	6	3	0.83
茜 荘	5	4	3	1.25
松 籟 荘	0	3	0	0.00
ハ イ ツ 島	18	5	5	3.60
折 立 団 地	2	6	1	0.33
ハ イ ツ 早 田	1	2	1	0.50
小 計	62	47	21	1.32

（イ）特定目的住宅

団 地 名	申込受付件数	募集戸数	入居戸数	倍 率
岩 戸 団 地 （子育て世帯）	0	3	0	0.00
ハ イ ツ 桜 木 （単身世帯）	39	2	2	19.50
ハ イ ツ 桜 木 （老人）	2	1	1	2.00
ハ イ ツ 桜 木 （母子・父子）	6	3	2	2.00
ハ イ ツ 桜 木 （多家族世帯）	1	1	1	1.00
ハ イ ツ 桜 木 （子育て世帯）	4	2	2	2.00
ハ イ ツ 宇 佐 （子育て世帯）	0	2	0	0.00
ハ イ ツ 宇 佐 （車いす非対応）	0	1	0	0.00
ハ イ ツ 島 （子育て世帯）	2	3	0	0.67
折 立 団 地 （子育て世帯）	1	3	1	0.33
ハ イ ツ 早 田 （子育て世帯）	0	1	0	0.00
ふれあいハウス白山 （夫婦）	6	3	3	2.00
小 計	61	25	12	2.44
合 計	123	72	33	1.71

ウ 年度別住宅使用料収入

年度	区 分	調定額(円)	収納額(円)	収納率
令和元	現年度	527,249,300	519,801,000	98.6
	過年度	59,878,972	5,678,500	9.5
	合 計	587,128,272	525,479,500	89.5
令和2	現年度	516,279,200	507,538,900	98.3
	過年度	54,358,331	5,695,110	10.5
	合 計	570,637,531	513,234,010	89.9
令和3	現年度	503,202,800	494,507,100	98.3
	過年度	53,454,475	4,854,400	9.1
	合 計	556,657,275	499,361,500	89.7

6 (一財) 岐阜市にぎわいまち公社

(1) 概 要

ア 所在地	岐阜市柳ヶ瀬一丁目12番地
イ 沿革	
設立年月日	昭和43年4月1日 財団法人岐阜市開発公社
名称変更	平成7年4月1日 財団法人岐阜市都市整備公社
〃	平成15年4月1日 財団法人岐阜市にぎわいまち公社
〃	平成24年4月1日 一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社
その他事項	平成18年8月11日 岐阜市より中心市街地整備推進機構の指定を受ける。 平成22年5月19日 岐阜市より景観整備機構の指定を受ける。
ウ 基本財産	2,000千円

エ 目 的

岐阜市における都市整備事業を効率化ならしめるための事業及び地球環境の保全のための事業を実施することにより、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 事業内容

ア まちづくり活動支援事業

地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図るため、活動の支援・育成を主な目的として以下の業務を行う。

(ア) 景観まちづくり活動支援業務

まちなかの再生や個性ある魅力的なまちなみの形成を目指し、また、景観整備機構として岐阜市景観基本計画に基づき各種の事業を行う。

① 景観まちづくり活動の支援に関すること

岐阜市景観形成市民団体などの活動支援やアドバイザー派遣、景観まちづくり活動を啓発するための事業の開催等を行う。

また、ぎふ景観まちづくりファンド助成を活用した物件について、一定期間内における維持管理状況の確認等を行う。

② リノベーションまちづくり活動の醸成に関すること

金華地区における歴史的・文化的なまちなみを活用保全し、にぎわいや回遊性の創出を図るため、リノベーションまちづくりの機運醸成を図る事業を行う。

(イ) まちなか歩き回廊推進業務

「岐阜市まちなか歩き構想」に基づき、歴史ある岐阜の魅力に接し、心の豊かさが感じられる空間「まちなか歩き回廊」、及びまちなか歩き、まちなか観光を、地域住民等との協働により推進させるための事業を行う。

(ウ) 岐阜公園総合案内所運営業務

岐阜市民や岐阜市を訪れた人が、岐阜の歴史や文化等を感じながら「まちなか歩き」を楽しめるよう、専門的な知識を有する職員による案内やイベントを行う。

イ 中心市街地活性化事業

中心市街地の活性化と都市機能の増進を図るため、『中心市街地整備推進機構』として、3期目の「岐阜市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業を行う。

(ア) 中心市街地活性化推進業務

① 遊休不動産の利活用促進事業

遊休不動産の利活用促進を図るため、柳ヶ瀬周辺エリアにおける不動産の利活用状況調査を行う。

② 中心市街地活性化支援事業

まちの魅力となるコンテンツの創出に向けた各種の取り組みについて、動向の把握に努める。

また、事業の進捗に支障をきたしている場合など、その進捗を後押しするための技術的支援（助言・調整）を行うとともに、各種活動状況を記録し、その情報発信を行う。

③ 定住支援事業

中心市街地への居住を促進するため、「岐阜市中心市街地新築住宅取得助成事業」の制

度の案内や申請書類の受付などの窓口業務を行う。

(イ) リノベーションまちづくり業務

(3期目) 岐阜市中心市街地活性化基本計画の方針である「まちの魅力となるコンテンツの創出」を目指し、中心市街地の核である柳ヶ瀬を中心としたエリアの価値向上を図る。

創業・起業を目指す人や事業としてまちづくりに関わる人が集まり始めた柳ヶ瀬に、まちと多様に関われる機会をつくることで、新たなまちづくりの担い手の育成、創出を図る。

まちづくりに興味のある人たちに、まちの新旧の様々な資源(店舗・人・空間・歴史・文化など)の魅力を活かした体験プログラム等を提供することを通して、まちづくりの担い手の育成、裾野拡大につなげる。

加えて、前年度までのリノベーションスクール物件活用案にかかる事業計画等のフォロー及び事業化を支援する。

(ウ) 中心市街地まちづくり活動事業

まちなか活性化活動拠点運営事業

柳ヶ瀬エリア内のロイヤル劇場ビルの一部を借上げ、各種団体の活動発表や展示、ワークショップ会場等の活用のもととして「レンタルスペース」の運営を行う。

加えて、パブリックマインドを持った人たちの交流の場として、「やながせRテラス」の活用促進を図るとともに、一部空間を用いて柳ヶ瀬エリア内に不足している授乳室やおむつ交換スペース、休憩スペース等の公益機能を提供するほか、中心市街地活性化に関する取り組みの情報提供、相談対応等を行う窓口を開設する。

ウ 駐車場指定管理事業等

岐阜市自動車駐車場指定管理者として下記駐車場の管理を行う。

駐車場名	収容台数
岐阜市金公園地下駐車場	145台

指定期間：令和9年3月31日まで

岐阜市金公園地下駐車場の指定管理者として、公社の「運営管理の基本方針」に基づき、『利便性があり、安全・安心で、防災に強い駐車場』を目指し、公平・公正なサービスを提供する。